

# 郵送

でお申し込み  
ください。  
(専用封筒利用)

郵送受付期間：令和元年10月11日(金)～11月1日(金) 消印有効

送付先：認定利用調整事務センター(区役所窓口での受付は原則していません。)

※必要書類が全てそろわなくても、この期間内にお申し込みください。

(A給付認定申請書・B利用申請書(保育所等用)・Dマイナンバー記入用紙、本人確認書類は、必ず御提出ください。)  
不足している書類は令和元年11月29日(金)(消印有効)までに追加送付してください。

- ・ **横浜市外の施設の利用を一園でも希望する方は郵送での受付ができません。**  
神奈川県役所を通して、各市町村に申し込みます。  
締切日や必要書類等を希望先の市町村に御確認いただき、神奈川県役所窓口までお越しください。(受付:月～金 8:45～17:00 祝日除く)
- ・ **障害等特別な支援が必要なお子様の保育所等への利用を希望される方**  
**事前相談が必要となります。**お早めに神奈川県役所に御相談ください。  
関係機関の意見書等が必要になる場合があります。  
申請内容が事実と異なる場合は、利用の内定を取り消すことがあります。

<お問い合わせ専用ダイヤル> 書類の書き方 受付の日程など  
一般的な御質問は



# 045-664-2607

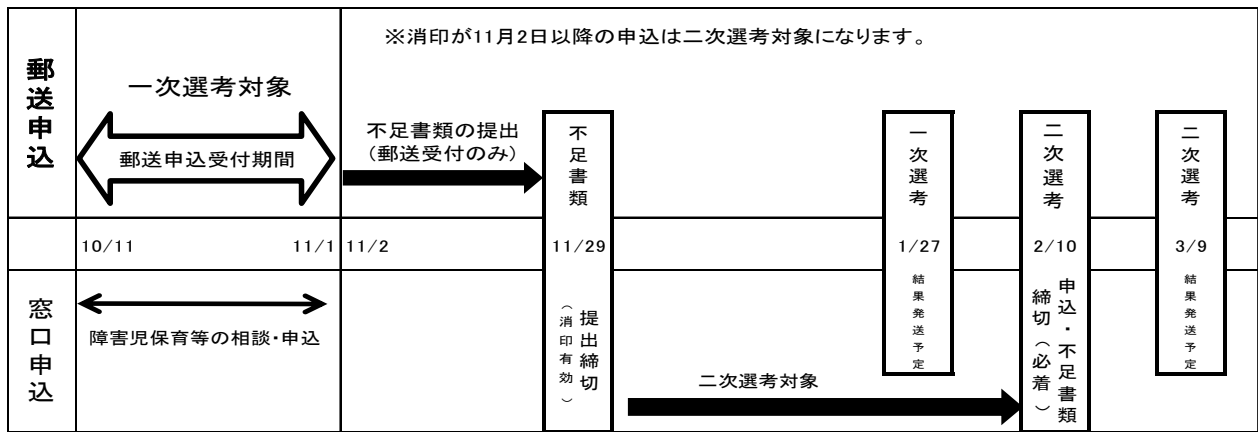
8:00～20:00 (土日祝日も対応)

令和2年1月26日まで (令和元年12月28日～令和2年1月3日を除く)

## 【郵送にあたっての注意事項】

- 令和元年11月2日以降の消印の申請書は、二次選考(一次選考結果で辞退等が出た場合に実施する選考)の対象とさせていただきます。(一次選考の対象になりません。)
- 郵便事故の責任は負いかねます。到着等が不安な方は、配達証明、簡易書留等を利用してください。
- 提出された書類は原則として返却できません。書類はコピーではなく原本を提出してください。  
(きょうだい同時申込みの場合、下のお子様に原本を、上のお子様にはコピーをそれぞれ添付してください。)
- 令和2年3月までに保育園の利用開始を希望する方は、令和元年度用の申込みが別途必要です。  
平成31年度版の利用案内に基づき、神奈川県役所窓口に直接お申し込みください。

【令和2年4月1日利用開始のスケジュール】  原則**郵送申込み**となります(一次選考のみ)。



【不足書類等の提出期限】

- ・申請書類が令和元年11月1日(金)までにそろわない場合、まずは  給付認定申請書・ 利用申請書(保育所等用)・ マイナンバー記入用紙、本人確認書類を提出し、不足書類は11月29日(金)(消印有効)までに追加提出してください。
- ・令和元年11月29日(金)を過ぎて提出された書類は一次選考の書類としては取扱いできません。

【郵送申込みができない特別な理由のある方】

- ・やむを得ず郵送申込みができない方は、神奈川区こども家庭支援課まで連絡をお願いします。
  - ・令和元年11月15日(金)までに提出された申請書類は一次選考の対象とします。ただし、郵送申込みでない場合は申請書類の不足、不備があった際に修正できる期間が大変短くなります。
- このため、**11月1日(金)までの郵送申込みを強くお勧めします。**

※神奈川区役所に連絡をいただいただけでは、一次選考の申請をしたことにはなりません。

【出生前の保育所等申込みについて】(令和2年2月4日までに出生)

令和2年4月1日からの利用を希望する場合のみ、出生前に仮申請を受け付けます。  
「母子手帳の表紙と出産予定日が分かるページのコピー」を添付し、通常と同様の方法でお申し込みください。  
(児童の氏名欄には「ベビー+母の氏名」(例:「ベビー神奈川花子」)、生年月日欄には出産予定日を記入)  
令和2年2月4日までに出生し、2月10日(必着)までに改めて正式申請をしていただいた場合、一次選考の対象となります。正式申請の書類は、御自身で神奈川区役所ホームページ  
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/kurashi/kosodate/301-42.html>) 又は区役所窓口で入手の上、2月10日(必着)までに提出してください。区役所から正式申請の意志の確認はいたしません。  
正式申請がない場合、仮申請は無効となります。

**出生前(仮申請):原則、郵送にて認定利用調整事務センターに提出【期限:11月1日(消印有効)】**

**出生後(正式申請):区役所へ郵送又は窓口提出【期限:2月10日(必着)】**

【その他の注意事項】

- ・郵送料金に不足が無いよう注意してください。料金不足の書類は受け取ることができません。
- ・内定後の辞退は、他の希望者の迷惑となりますので、登園方法や園の方針等を事前に確認し、確実に通うことができる園を希望園として記入してください。申請後に申込みを取りやめる時は連絡をお願いします。
- ・一次選考で希望園のいずれかに内定が出た場合、(きょうだいを揃える場合等を除き)二次選考で別の園に転園希望することはできません。また、一次選考の内定後に辞退した場合も、二次選考の対象外となり、二次申請はできません。
- ・二次選考は一次選考後、空きが出た場合に行います。郵送ではなく神奈川区役所窓口で直接お申込みください。

お問い合わせ【書類の書き方、受付の日程等 一般的なお問合せはこちらへ】

**お問い合わせ  
専用ダイヤル**

Tel 045-664-2607  
Fax 045-840-1132

